

さらに詳しく(さらに深く、さらに広く)

「合理的配慮」の事例と留意事項

「障害者差別解消法」が改正され2024年4月1日から「合理的配慮の提供」が努力義務から義務となります。「合理的配慮の提供」とは、障害のある人から申し出があったときに、負担が重くない範囲で工夫や配慮を行うことです。これは、「思いやり」や「何かしてあげること」ではなく社会の中にあるバリア(「社会的障壁」)を社会全体で取り除くということです。

では、具体的にどのような場面でどのような対応が必要なのかいくつかの事例と留意事項を紹介します。

【参考:内閣府リーフレット「令和6年4月1日から『合理的配慮の提供が義務化されます!』】

事例1

申し出 飲食店で、車いすのまま食事がしたいと申し出があった。

⇒ **対応** 机に備え付けのいすを片付けて、車いすのまま食事ができるスペースを確保した。



事例2

申し出 難聴のため筆談でコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さい文字では読みづらいと申し出があった。

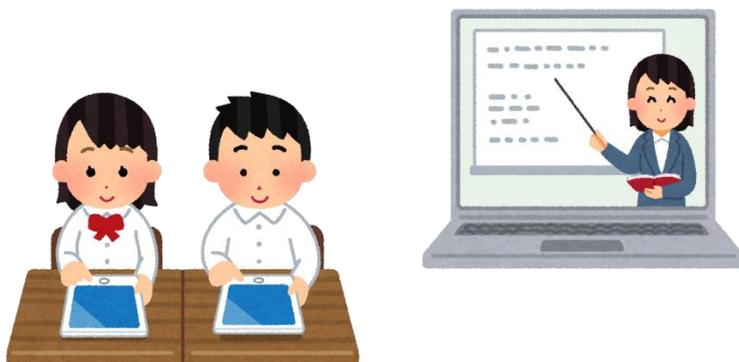
⇒ **対応** 太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。



事例3

申し出 文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーの参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができないと申し出があった。

⇒ **対応** 書き写しの代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末機などでホワイトボードを撮影できることとした。



★「合理的配慮」には対話が重要です!

○合理的配慮の提供にあたっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と言います。

○障害のある人からの申し出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝えあい、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。



「合理的配慮」の留意事項

★「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。

- 飲食店において食事介助を求められた場合に、その飲食店は、食事介助を事業の一環として行っていないことから、介助を断ること。
- 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申し込みの手続きを行うことが難しいことを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくように求められた場合に、対応を断ること。
- 小売店において、混雑時に視覚障害のある人から店員に対し、店内を付き添って買い物を補助するよう求められた場合に、混雑時のため付き添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することを提案すること。(過重な負担の観点)

※上記は、あくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

